

# 労務勉強会のお知らせ

社労士事務所HIKARIは、労働基準法を頂点とした、雇用保険、労災保険、健康保険法、厚生年金保険法等の労働関係諸法令をお客様にご説明・ご提案などを行っております。  
しかしながら、お客様から個別のご相談があってから、改めてご説明・ご提案を行う場面もあり、弊社から積極的に情報発信を行う場として「労務勉強会」を企画いたしました。内容は、労務管理にベーシックな内容を中心に企画しております。お時間がございましたら、積極的にご参加下さいませようお願いいたします。

所長 川浪 宏

1	長時間労働解消の切り札？ 勤務間インターバル制度とは
2	(職場意識改善助成金)勤務間インターバル導入コース

	月	火	水	木	金
	3	4	5	6	7
	10	11	12	13	14
4月	17	18	19	20	21
				1 14:00~ 2 15:00~	
	24	25	26	27	28
	30	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日

開始10分前に入室下さい。(1カリキュラムのみの参加も可能です)

場所: 社労士事務所HIKARI 3F 研修室  
熊本市中央区上水前寺2丁目4-5 駐車場に限りがございますので、事前にご予約下さい  
TEL 096-237-6797 FAX 096-237-6795

参加費: 顧問先企業 無料、  
顧問先以外の企業 1カリキュラム1名様あたり 1,000円(資料代相当)  
例)顧問先以外の企業の方が2名で2カリキュラムご参加の場合は4,000円になります。

お申し込み方法:裏面にご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。参加費は当日徴収いたします。

(お願い)

研修内容の向上のため、研修の録画を行っている場合がございます。  
受講される皆様を撮影するものではありませんので、ご了承下さいませようお願いいたします。

【講座の内容】

**1 長時間労働解消の切り札？ 勤務間インターバル制度とは(50分)**

先月の労務勉強会では 毎月のように労働基準監督署の監督(調査)対応を行っている経験から、最近の傾向をお話いたしました。今回は、長時間労働解消の切り札とまで言われている、勤務間インターバル制度をご説明します。

今回は、第1講座、第2講座の講師は同じです

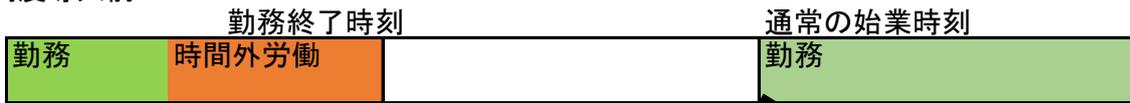
所長 川浪 宏 平成19年6月川浪社会保険労務士事務所(現:社労士事務所HIKARI)創業平成28年4月より、熊本地震にも負けず、熊本大学法科大学院(ロースクール)で労働法を深く学び、熊本No1の労働法実務家を目指す。最新の裁判例を通して労働法への造詣を深めつつ、アカデミックな世界に留まらず実際の実務でどのように活用していくのか、日々研鑽中。勤務間インターバル制度とフレックスタイム制度の違いなども説明予定です。



**2 (職場意識改善助成金)勤務間インターバル導入コース(60分)**

★「職場意識改善助成金」とは・・・厚生労働省管轄の助成金で、(1)職場環境改善コース、(2)テレワークコース、(3)勤務間インターバル導入コースなどがメニューです。それぞれのコースでは、コースの趣旨にあうような設備機器代金も助成されるのが特徴です。(9時間以上11時間未満のインターバル時間で40万円、助成率3/4)

★制度導入前



★制度導入後



Q1. 「勤務間インターバル」とは、どのような制度か？

A1. 勤務間インターバル制度とは、勤務終了時刻から翌日の勤務開始時刻までの時間を一定以上確保する制度をいいます。

Q2. 勤務間インターバルの導入にあたって考えられる問題点は、どんな点がありますか？

A2. 労働時間の決め方が複雑になります。

(1) 始業時刻と終業時刻の双方をスライドさせる場合

(2) 始業時刻のみを繰り下げの方法

その他、詳しくは「労務勉強会」でご説明いたします。

企業名	電話番号	FAX番号
ご住所	メールアドレス	
ご参加者お名前	参加講座	
(計 人)	第1部・2部両方 第1部のみ、第2部のみ	

\*このFAXに記載頂いた個人情報、本研修会のみで使用いたします。

社労士事務所HIKARI 行

**FAX 096-237-6795**